

国立研究開発法人科学技術振興機構 J-GLOBAL における広告掲載要領

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）が運営する J-GLOBAL におけるバナー広告の掲載に関する取扱いについて、次のとおり定めます。

1. 掲載手続及び掲載期間

- (1) 広告掲載を希望する事業者（事業者とは、広告主である法人又は個人を指し、申込者と広告主が異なる場合には、当該申込者を含みます。以下同じ。）は、別紙広告掲載申込書及び掲載バナー広告画面を機構情報企画部広告担当まで電子メール（jgad@jst.go.jp）にてお送りください。受付期限は、原則として、掲載開始月の前々月の 20 日（掲載開始月の前々月の 20 日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、その月の 20 日以降最初に到来する機構の営業日）とします。
- (2) 機構は、後記 4. 及び 8. により審査を行い、原則として掲載開始月の前月の 10 日までに申込者に広告掲載の可否をお知らせします。ただし、審査に時間を要する場合は、連絡のうえ掲載開始月を変更いただく場合があります。
- (3) 広告掲載を可とした場合は、原則として広告掲載料の入金を確認した後、掲載開始月の初日から所定の場所に広告を掲載し、掲載期間が満了する月の最終日をもって掲載を終了します。

2. 広告掲載

- (1) 広告掲載料は掲載場所及び掲載期間に応じて、別途機構が定めます。
- (2) 広告掲載にあたっては、次のとおり制限事項・優先順位等を設けます。
 - ① 各ページへの広告掲載は、掲載期間を 1 か月単位とし、最長で掲載年度末までとします。
 - ② 掲載場所は先着順にて決定し、原則として掲載期間中は掲載場所の変更は行いません。
 - ③ 掲載継続については、掲載終了月の 5 日（5 日が土曜日、日曜日又は休日の場合は前営業日）までに申し出るものとします。ただし、広告枠に空きがない場合は継続掲載はできません。
 - ④ 同一広告主からの同一ページにおける広告掲載枠は原則として 1 件までとします。

3. 広告掲載の可否の判断

- (1) 機構は、後記 4. 及び 8. に基づき広告掲載の可否を決定します。
- (2) 機構が広告掲載の可否を決定したときは、その結果について申込者に広告掲載可否決定通知書により通知します。なお、機構は、掲載が不適当と判断した場合には、その

理由を開示しません。

4. 広告掲載基準

- (1) 機構は、広告の内容が次のいずれかに該当すると判断する場合には当該広告を掲載しません。なお、広告を掲載中であっても、次のいずれかに該当するに至った場合も同様とします。
- ① 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ③ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
 - ④ 政治性のあるもの
 - ⑤ 宗教性のあるもの
 - ⑥ 社会問題についての主義主張
 - ⑦ 個人の氏名広告
 - ⑧ 当該広告の内容を、機構が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるものの
 - ⑨ 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
 - ⑩ 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
 - ⑪ 消費者の利益の確保及び公正な競争の観点から適切でないもの
 - ⑫ 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として妥当でないと認められるもの
- (2) 機構は、次の業種又は事業者の広告は掲載しません。なお、広告を掲載中であっても、次の業種又は事業者に該当するに至った場合も同様とします。
- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当するもの
 - ② 消費者金融・高利貸しに係るもの
 - ③ たばこに係るもの
 - ④ ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものを除く）
 - ⑤ 法律の定めのない医業類似行為を行うもの
 - ⑥ 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中のもの
 - ⑦ 機構の入札参加停止（指名停止又は取引停止）の措置を受けているもの
 - ⑧ 前各号に定めるほか、掲載することが不適当であると機構が認めるもの

5. 広告内容の責任

- (1) 広告内容及びリンク先 web ページについての一切の責任は、事業者が負うものとします。
- (2) 広告内容及びリンク先 web ページに関する第三者からの苦情等の申立又は損害賠償の請求等がなされた場合は、事業者の責任及び負担により解決するものとします。
- (3) 事業者は、広告の内容が第三者の権利を侵害するものではなく、著作権及び商標権

等に関する権利処理が完了していることを機構に保証するものとします。

- (4) 広告のリンク先 web ページは、適切なセキュリティ対策を実施し、ウィルス感染又は不正アクセス等の被害を受けないように事業者は努めるものとします。このような被害を受けた場合には、事業者は直ちに機構に連絡しなければなりません。

6. 広告掲載料の納付

- (1) 広告掲載料は、掲載開始月の前月の 25 日（25 日が金融機関の休日に当たる場合は、その翌営業日）までに機構の指定する口座に一括で振込にてお支払いください。お支払いが確認できない場合は、広告掲載決定を取り消します。
- (2) 広告掲載料の振込先口座等については、掲載開始月の前月の 10 日頃までに審査の結果と併せてご案内します。

7. 広告掲載料の返還

- (1) 既にお支払い頂いた広告掲載料は、原則として返還しません。
- (2) 広告掲載の決定後、広告掲載の開始日の前日までに、機構の都合により広告の掲載を取り消したときは、お支払い済みの広告掲載料を全額返還するものとします。
- (3) 広告掲載期間中に、機構の都合により広告を掲載することができなかつたときは、当該広告を掲載できなかつた期間が 1 か月につき 24 時間未満の場合を除き、掲載できなかつた期間に応じて広告掲載料を返還するものとします。
- (4) 前号の場合における広告掲載料の返還は、当該月数の掲載日数を基礎として日割により計算するものとし、その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。
- (5) 第 3 号の規定にかかわらず、次に掲げる理由により、機構が J-GLOBAL の全部又は一部の運営を一時的に停止した場合（ただし、一時停止の期間が 1 か月（毎月 1 日から月末までとします。）を通算して 48 時間以内の場合に限ります。）は、その広告掲載料を返還しないものとします。
- ① 機器等の保守又は工事を行う場合
② 天災、事変その他の非常事態が発生した場合
- (6) 第 2 号、第 3 号及び前号の規定により返還する広告掲載料には利息を付さないものとします。

8. 反社会的勢力の排除等

- (1) 事業者は、次のいずれかに該当しないこと、及び今後もこれに該当する行為を行わないことを表明し保証しなければなりません。この場合において、次のいずれかに該当していることが判明したとき、機構は広告を掲載しません。また、広告掲載決定後又は広告掲載後に、次のいずれかに該当することが判明したときは、機構は別段の通

知を要せずに広告掲載を取り止め、又は掲載広告を削除します。

- ① 暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であること、又は反社会的勢力であったこと。
 - ② 役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。
 - ③ 事業者の親会社、子会社（いずれも会社法の定義による。以下同じ。）又は本広告掲載のために使用する委任先及び下請業者その他の第三者が①又は②のいずれかに該当すること。
- (2) 事業者が本広告掲載に関連して、次のいずれかに該当するときは、機構は広告を掲載しません。また、広告掲載決定後又は広告掲載後において、次のいずれかに該当するときは、別段の通知を要せずに広告掲載を取り止め、又は掲載広告を削除します。
- ① 機構に対して脅迫的な言動をすること、もしくは暴力を用いること、又は機構の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。
 - ② 偽計又は威力を用いて機構の業務を妨害すること。
 - ③ 反社会勢力である第三者をして①又は②の行為を行わせること。
 - ④ 自ら又はその役員もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。

9. その他の注意事項

- (1) 広告掲載枠はいずれも掲載期間保証型広告であり、掲載期間内における掲載広告のクリック数、掲載商品の売上げ等を保証するものではありません。
- (2) 掲載期間内における掲載広告の表示回数及びクリック数の報告は行いません。
- (3) 本要領に定めのないものについては、必要に応じて機構がその都度定めることとします。

10. 広告掲載要領の変更

機構は、法令等の制定、改廃や行政庁の解釈の変更、又は社会情勢等の変化に伴い、本要領を変更することがあります。

<お問い合わせ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構
情報企画部広告担当
電子メール：jgad@jst.go.jp

2018年9月7日制定